

和歌山県監査公表第10号

令和3年12月20日付け監査報告第15号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月13日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 伊都振興局地域振興部

監査実施年月日 令和3年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 地域・ひと・まちづくり事業補助金において、実績報告書等の審査が不十分な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 決裁権者による確認を徹底するとともに、チェックリストの内容を精査し、認識誤りを生じさせない内容に修正した。</p> <p>また、課内で補助金事務についての研修を実施した。</p> <p>なお、今回の指摘分については、再度審査を行い、適切に処理した。</p> <p>(2) 決裁に当たっては関係法規・通知を十分確認するよう、所属職員に周知徹底した。</p>

2 伊都振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和3年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、決裁権者の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 自動車等使用台帳において、車両管理者等の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 収入調定票兼収納状況一覧表（事後調定）において、必ず決裁権者の決裁を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 自動車等使用台帳について、自動車等を使用した場合には、必ず車両確認者の確認を行うよう、所属職員に周知徹底した。</p>

3 和歌山県農林大学校

監査実施年月日 令和3年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>現金出納簿において、出納員押印欄に押印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

4 和歌山県立古佐田丘中学校・和歌山県立橋本高等学校

監査実施年月日 令和3年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>常時の資金前渡において、前渡資金受払計算書が作成されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>前渡資金出納簿において残額0円であることは確認していたが、3月分の前渡資金受払計算書を作成していなかったものである。</p> <p>今後このようなことのないよう、適正な事務処理について所属職員に周知徹底した。</p>

5 和歌山県立紀北工業高等学校

監査実施年月日 令和3年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 行政財産使用料において、納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 今後このようなことのないよう、督促状の事務取扱いについて、細心の注意を払うよう全職員に周知徹底するとともに、督促状の発送については、全職員で確認をするよう事務取扱いを改めた。</p>

6 和歌山県立紀北農芸高等学校

監査実施年月日 令和3年10月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。 (2) 設備に係る点検において、不適合箇所が改善されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 令和2年度中に照合を終え、相違が確認された備品については、事務処理を完了した。今後は、適正な備品管理を行うよう、職員に周知徹底した。 (2) 不適合箇所については、定期監査終了後、役務公開調達による手続を行い、修繕業務契約を締結した。今後、不適合箇所が発生した場合は、速やかに対応する。</p>